

※以下に提出意見を記載する。

電子情報技術産業協会（JEITA）EC センターより、中小企業共通 EDI 標準相互連携性情報項目表に関し以下にコメントします。

受発注領域（含む出荷受入領域）では、情報項目表の必須 13 項目に加え、下記 5 項目が企業間相互連携で必須と考えます。

- (1) 注文状態区分コード〔行番号 5〕
- (2) 通貨コード〔行番号 66〕
- (3) 発注者品名コード〔行番号 112〕
- (4) 納入場所コード〔行番号 103〕
- (5) 納入場所名称〔行番号 104〕

(1)(2)(3)(4)は注文データの項目として必須

(1)(2)(5)は注文書（紙）へ記載する項目のため必須

(1)注文状態区分コード（情報区分コード）がないと注文の状態（新規、変更、等）が分からない。

(2)通貨コードがないと取引通貨が分からない。

(3)発注者品名コード（品目コード）がないと基幹システムとの連携ができない。

(4)納入場所コード/(5)納入場所名称がないと（注文時に）納入場所を指定できない。

※受発注領域（注文）だけではなく、出荷受入領域（納品書）までの標準化に期待します。

以上